

# 「あしなが育英会 東日本大地震・津波遺児募金」 口座引落としシステムのご案内

本用紙に必要な事項を記入いただき、  
お近くのろうきんまでご提出ください。

あしなが育英会事務局から「口座引落開始のお知らせ」をお送りします。

「口座引落開始のお知らせ」が届きましたら、口座番号・ご寄付金額等を確認ください。事務手続きのため、開始まで約2か月かかります。

お客さまの口座から、引落としを開始します。

ご指定のお引落回数（毎月・年4回・年2回）に合わせ、ご寄付を開始します。引落日は27日です。27日が当金庫の休業日の場合は翌営業日になります。

■金額と期間について：金額設定は1回につき100円以上100円単位でお願いします。ご支援期間につきましてはお客様で任意に設定いただけます。（口座引落終了年月欄にご記入ください。）なお、口座引落終了年月欄が未記入の場合には、口座引落終了のご連絡をいただくまで、お引落としさせていただきます。  
\*あしなが育英会は民間団体のため、寄付金控除の対象ではありません。ご了承ください。

■口座振替手数料はろうきんが負担します。

通帳でご寄付内容をご確認ください。  
通帳には「アシナガイクエイカイ」と印字されます。

■領収証の発行は控えさせていただいております。

領収証をご希望の方は、通信欄にその旨をお書きください。なお、毎年2月に前年1年分のご寄付の「受領証明書」をお届けいたします。

ご辞退・（ご変更）は1ヶ月前にご連絡ください。  
ご連絡をいただくまで継続させていただきます。

ご辞退や金額変更等は、ご連絡をいただいてから当金庫の引落としが中止（変更）になるまで1ヶ月ほどかかります。お早めのご連絡をお願いいたします。

■寄付金について

東日本大震災で親を亡くした子どもたち（震災遺児）が、大学を卒業するまでの25年間（2036年3月末まで）は、震災遺児の育英資金として活用させていただきます。それ以降に寄付いただいた寄付金につきましては、一般育英資金として活用させていただきます。なお、上記期間以前であっても、支援対象者となる震災遺児の人数等によっては、その寄付金残高および新たな寄付金を一般育英資金に活用する場合があります。

## 「あしなが育英会 東日本大地震・津波遺児募金」口座引落申込書

お名前前	フリガナ												
おとこ	郵便番号	-				おでんわ（ - ）							
	フリガナ												
	都道府県												
ご寄付月	1回ごとのお引落金額					お引落回数	年間ご寄付金額						
以下の1~3の中から1つお選びください	十	万	千	百	十	円		百	万	千	百	十	円
1 毎月						×	年 12 回	=					
2 年4回(3・6・9・12月)						×	年 4 回	=					
3 年2回(6・12月)						×	年 2 回	=					
通信欄（「受領証明書」のほかに「領収書」をご希望の方は、その旨ご記入ください。また、お申込みのきっかけや動機などについてもお聞かせください。）													

あしなが育英会に寄付したことがありますか？

1. ある

ご登録番号がお分かりの方はご記入ください。

2. ない

口座引落終了年月

年 月 まで

※未記入の場合はご連絡をいただくまでお引落としさせていただきます

## 預金口座振替依頼書

（金融機関名）労働金庫 御中

私は、あしなが育英会から請求された寄付金額を下記預金口座から預金口座振替によって支払うこととしたいので、預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。

収納企業名	あしなが育英会 〒102-8639 東京都千代田区平河町1-6-8 平河町貝坂ビル TEL.03-3221-0888										金融機関届出印
フリガナ											印
預金者名	（法人の場合はお届けのとおりの代表者名も記入）										
金融機関名	労働金庫										支店・出張所
預金種目	1. 普通（総合）		2. 当座		口座番号						
金融機関コード					支店コード						
振替日・払込日											27日（金融機関休業日は、翌営業日）

金融機関使用欄	（不備返却事由）			
	1. 預金取引なし	2. 記載事項等相違	3. 印鑑相違	4. その他
	店名、預金種目、口座番号、口座名義（備考）			

検印	印鑑照合	受付印
----	------	-----

### 預金口座振替規定

- 労働金庫に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
- 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻しすることのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
- この契約を解約するときは、私から労働金庫に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたりあしなが育英会から請求がない等相当の事由があるときに、とくに申出をしない限り、労働金庫はこの契約が終了したものととして取扱ってさしつかえありません。
- この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、労働金庫の責めによる場合を除き、労働金庫には迷惑をかけません。

取扱店日附印



<「あしなが育英会」および「あしなが育英会 東日本大地震・津波遺児募金」に関するお問い合わせ先>

あしなが育英会 東京本部 〒102-8639 東京都千代田区平河町1-6-8 TEL03-3221-0888 FAX03-3221-7676